



## JSG ニュースレター

### 会社法改正条文に関する Q&A

#### ～期中の利益処分～

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2018年11月1日に最新の会社法改正案が施行されました。企業が今回の会社法改正にともなう法規の実施に対応するための諸々の疑問点について、台湾の經濟部は Q&A を公布し、コンプライアンスに役立てるよう計らっています。複数回にわたる利益分配の議題に関する主な要点は、以下のとおりとなります。また、詳細情報については、「[全国工商行政サービスポータル・会社法改正専用サイト（内容は中国語）](#)」でも検索が可能です。

**第 228 条の 1（四半期ごとまたは半期ごとの利益分配または欠損補填）**

会社は、定款で利益分配または欠損補填を四半期ごとまたは半期ごとの会計期間終了後に行うと定めることができる。

会社は、前 3 四半期または上期の会計期間の利益分配または欠損補填に係る議案について、営業報告書を財務諸表とともに監査役に提出して監査を受けた後、取締役会でこれを決議しなければならない。

会社が前項の規定に基づき利益を分配するとき、まず納付税額を見積もって留保し、法に基づき欠損を補填し、法定利益準備金を積み立てなければならない。ただし、法定利益準備金が払込資本金額に達した場合は、この限りではない。

会社が第二項の規定に基づき分配する利益が新株発行の方法によるとき、第 240 条の規定に基づき処理しなければならない。現金を分配する場合、取締役会で決議しなければならない。

株式公開発行会社は、前四項の規定に基づき利益分配または欠損補填するとき、会計師による監査またはレビューを受けた財務諸表によらなければならない。

質問 (第 228 条の 1)		回答
Q1	会社定款に「四半期ごと」および「半期ごと」に利益分配または欠損補填を行う旨を併記することはできるか？	利益分配または欠損補填は、「四半期ごと」または「半期ごと」のいずれか「択一」でしか採用できない。
Q2	期中利益分配表の作成時における、各四半期の利益分配表の期首未処分利益とは何か？	期首未処分利益とは、前回の利益分配後の期末未処分利益残高を指す。
Q3	一年の間に数回にわたって利益分配を行う場合、法定利益準備金はどのように計上すべきか？	会社は、当期税引後純利益または実際の分配額を計上の基礎とする規定に基づき計上しなければならない。
Q4	会社は、四半期ごと（または半期ごと）の分配利	従業員報酬は予め見積りして留保しなければならない。会社は会社定款に

	益について、予め従業員報酬を見積もって留保すべきか？	従業員報酬の見積と留保について明記し、会計年度の終了時に支給することができる。四半期ごと（または半期ごと）に支給することはできない。
Q5	会社が行う利益分配のスケジュールに制限はあるか？	<p>四半期ごとの利益分配は、当該四半期終了後に行い、翌四半期終了の前 に取締役会にて分配の決議を行わなければならない。</p> <p>定款にて半期ごとに分配を行う旨を規定している場合は、下半期が終了する年度末前に取締役会で分配の決議を行う。</p>
Q6	監査役はどのように監査意見を報告すべきか？	会社法では、監査意見の報告の形式について制限を設けていない。
Q7	株式非公開発行会社が定款に基づいて四半期ごと（または半期ごと）に利益を分配する時、会計師による財務諸表の監査またはレビューを経るべきか？	会計師による監査またはレビューを経なければならないという強制規定はない。各社の裁量に委ねることができる。
Q8	会計師がレビュー報告書にて結論を保留している場合、利益分配を行うことはできるか？	会社法では規定していないため、分配の適否については取締役会にて決定する。
Q9	定款で数回にわたる利益分配を規定している場合、第4四半期または下半期の分配は、第228条の1の規定に基づいて処理すべきか？	会計年度の終了時に第228条の規定に則って処理を行わなければならない。第228条の1は適用されない。
Q10	利益分配表または欠損填補表では、数回にわたる利益分配または欠損填補はどのように表記しなければならないか？	年度の利益分配表の作成については、当該年度の翌期間に利益分配の状況を明示しなければならない。

Q11	<p>四半期または上半期における利益分配表または欠損填補表は、第 230 条の規定に則って株主総会にて承認を経るべきか？</p>	<p>第 228 の 1 条では、株主総会による前 3 四半期または上半期財務諸表の承認を規定していない。</p>
Q12	<p>会社定款に四半期ごと（または半期ごと）に利益分配または欠損填補の定めがある場合、分配を予定していない等の際に、利益分配案または欠損填補案、営業報告書および財務諸表を作成し、監査役の監査後に再度取締役会で決議を行うべきか？</p>	<p>会社が利益分配または欠損填補を行わない旨を決定した場合には、財務諸表を作成して監査役の監査を経るという手続きを行わなくてもよい。ただし、取締役会にて利益分配または欠損填補を行わない旨を決議する必要がある。</p>
Q13	<p>本条の規定に基づいて定款を変更する場合、変更後に前四半期または上半期の利益を分配することはできるか？</p>	<p>定款の変更後に前四半期または上半期の利益を分配することができる。翌会計年度まで待つて適用する必要はない。</p>
Q14	<p>本条で規定されている財務諸表を連結財務諸表の方式で表示することは可能か？</p>	<p>財務諸表は個別に作成しなければならない。連結財務諸表の方式で表示する場合には、当期損益および繰越損益を会社ごとに区別する等の方式で表示すればよい。</p>

#### 第 240 条（株式利息及び配当による新株の発行）

会社は、発行済株式総数の三分の二以上に当たる株式を代表する株主が出席する株主総会において、出席株主の議決権の過半数をもって、株式利息及び利益の配当の全部または一部を新株発行の方法で行うことができる。一株に満たない端数は、相当の金銭を支払うものとする。

株式公開発行会社は、出席した株主の代表する株式の数が前項の定数に満たない場合は、発行済株式総数の過半数に当たる株式を代表す

る株主が出席し、出席株主の議決権の三分の二以上の同意をもってこれを行うことができる。

前二項の出席株主の代表する株式の数及びその議決権の数について、定款にこれを上回る規定がある場合は、その規定に従うものとする。

本条により発行した新株は、株式公開発行会社が証券主管機関の規定によらなければならないことを除き、決議した株主総会閉会の時から直ちに効力を生ずる。取締役会は、遅滞なく個別に各株主または株主名簿に記載されている質権者に通知しなければならない。

株式公開発行会社において、定款で授權している場合においては、取締役会において三分の二以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数をもって、株式利息及び利益の配当の全部または一部を現金配当の方法で行うことができ、かつ、株主総会にこれを報告しなければならない。

質問 (第 240 条)		回答の要点
Q1	株式公開発行会社の取締役会が、本条第 5 項で規定されている定款に基づいて現金による株式利息配当を授權し、取締役会が株主総会にて報告を行う時に株主の同意を得られなかった等の場合、どのように処理すべきか？	取締役会が現金にて分配を行う場合、株主総会へ報告を行う。株主総会での決議を経る必要はない。
Q2	株式公開発行会社の定款にて、取締役会が特別決議によって現金による利息や配当金の分配を授權している場合、その作成年度の利益分配案または欠損填補案について、株主総会の承認を経るべきか？	第 230 条の規定に基づく株主総会の承認を経る必要はない。
Q3	株式公開発行会社の定款にて、第 5 項の規定に基	取締役会が現金による利益配当を決議していない等の理由により、当該

<p>つき取締役会が特別議決をもって現金配当の分配を授権する旨を明記している場合、取締役会は、依然として株主総会の決議を経て配当を決定しなければならないか？</p>	<p>年度において現金による利息配当を行わない場合、株主総会は、第1項の株式利息配当についてのみ決議を行う。</p>
--	--

### 第241条（準備金の資本金組み入れ）

会社に累積損失がない場合は、前条第一項から第三項までの株主総会の決議に基づいて、法定利益準備金及び次に掲げる資本準備金の全部または一部を株主の有する株式の比率に応じて、新株または現金を交付することができる。

- 一、額面以上の価額をもって株式を発行したときに得た超過額。
- 二、贈与を受けた利益。

前条第四項及び第五項の規定は、前項にこれを準用する。

法定利益準備金を新株または現金により交付する場合は、当該法定利益準備金が払込資本金の百分の二十五を超える部分に限る。

質問 (第241条)		回答
Q1	法定利益準備金および資本準備金について、四半期ごとまたは半期ごとに支給する旨を会社定款に明記してもよいか？	定款において四半期ごとまたは半期ごとに資本準備金および法定利益準備金を分配する規定は適用されていない。
Q2	定款に、取締役会の特別決議によって資本準備金または法定利益準備金の現金配当を授権する旨を規定することはできるか？	株式公開発行会社は、取締役会の特別決議によって、資本準備金または法定利益準備金の現金配当を授権する旨を定款に規定することができる。

 Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



## Deloitte (デロイト) について

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、リスクアドバイザリー、ファイナンシャルアドバイザリー、コンサルティングおよびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に対し提供しています。デロイトの約 286,000 名の専門家は、“Making an impact that matters”を自らの使命としています。詳細については [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

## 勤業衆信 (Deloitte Taiwan) について

勤業衆信とは、勤業衆信聯合会計事務所 (Deloitte & Touche) およびそのグループ法人を指し、中華民国 (台湾) におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームを指します。勤業衆信聯合会計事務所 (Deloitte & Touche) およびそのグループ法人には、勤業衆信聯合会計事務所、勤業衆信管理顧問股份有限公司、勤業衆信財務顧問股份有限公司、勤業衆信風險管理諮詢股份有限公司、德勤財務顧問股份有限公司、德勤不動産顧問股份有限公司および德勤商務法律事務所が含まれます。

勤業衆信の卓越したクライアントサービス、優秀な人材、効果的なトレーニング及び厳格な監査は、社会から高い評価を得ています。統合されたデロイトのリソースを通じ、クライアントに対し、台湾国外での上場及び資金調達、台湾国外企業のセカンダリーIPO、中国やASEANへの投資などを含むグローバルサービスを提供しています。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“デロイトネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。企業の財務や事業体に対し影響を与え得る如何なる意思決定・行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料に依拠して意思決定・行動することにより損失を被る如何なる方に対しても、デロイトネットワークのいずれのメンバーファームも当該損失に対する責任を負うことはありません。



## 日商組新聞稿

### 新修正公司法問答集- 多次盈餘分派

最新公司法修正案已於 107 年 11 月 1 日施行，經濟部就企業面對本次公司法修正應配合法規執行之諸多疑義，發布相關問答集，俾利企業遵循適用。謹彙整前揭問答集有關多次盈餘分派議題之重點摘要，提供同仁參考，詳細資訊亦可至[全國商工行政服務入口網公司法修法專區](#)查詢。

#### 第 228 條之 1（每季或每半會計年度盈餘分派或虧損撥補）

公司章程得訂明盈餘分派或虧損撥補於每季或每半會計年度終了後為之。

公司前三季或前半會計年度盈餘分派或虧損撥補之議案，應連同營業報告書及財務報表交監察人查核後，提董事會決議之。

公司依前項規定分派盈餘時，應先預估並保留應納稅捐、依法彌補虧損及提列法定盈餘公積。但法定盈餘公積，已達實收資本額時，不在此限。



公司依第二項規定分派盈餘而以發行新股方式為之時，應依第二百四十條規定辦理；發放現金者，應經董事會決議。

公開發行股票之公司，依前四項規定分派盈餘或撥補虧損時，應依經會計師查核或核閱之財務報表為之。

問題 (第 228 條之 1)		擬答摘要
Q1	公司章程可否明定兼採「每季」及「每半會計年度」為盈餘分派或虧損撥補？	僅能「擇一」採「每季」或「每半會計年度」為盈餘分派或虧損撥補。
Q2	編制期中盈餘分配表時各季盈餘分配表的期初未分配盈餘為何？	期初未分配盈餘均指上次分配後之期末未分配餘額。
Q3	採一年多次盈餘分派，法定盈餘公積應如何提列？	應依公司係以本期稅後淨利或實際分派數為提列基礎之規定提列。
Q4	公司於每季(或每半會計年度)分派盈餘，員工酬勞應否預先估列保留？	員工酬勞應預估保留且公司可於章程中明訂預估保留員工酬勞，並於每會計年度終了時發放，尚不得每季(或每半會計年度)發放。
Q5	公司進行多次盈餘分派之時程限制？	每季之盈餘分派應於該季結束後為之，並於次季終了前董事會決議分派。  章程訂每半會計年度分派者，應於下半年年底前董事會決議分派。
Q6	監察人如何出具查核意見？	公司法並無限制以何形式出具查核意見。
Q7	非公開發行股票公司依章程規定每季(或每半會計年度)分派盈餘時，其財務報表是否經會計師查核或核閱？	未強制規定應經會計師查核或核閱，可由公司自行決定。
Q8	會計師核閱之報告保留意見，還能盈餘分派嗎？	本法並無規定，應否分派仍由董事會決定。
Q9	章程訂定多次盈餘分派者，第 4 季或後半會計年度分配是否依第 228 之 1 條規定辦理？	會計年度終了即應依第 228 條規定辦理，自無第 228 之 1 條之適用。
Q10	盈餘分配表或虧損撥補表應如何呈現多次分配盈餘或虧損撥補情形？	年度盈餘分配表之編製應列明當年度各次期中分配盈餘之情形。
Q11	每季或前半會計年度之盈餘分配表或虧損撥補表是否應	第 228 之 1 條並無規定應將前 3 季或前半會計年度之財務報表送股東會承認。

	依第 230 條規定提交股東會承認？	
Q12	公司章程訂有每季(或每半會計年度)盈餘分派或虧損撥補者，如不擬分派時應否踐行編造盈餘分派或虧損撥補議案、營業報告書及財務報表，交監察人查核後再提董事會決議之程序？	倘公司決定不分派盈餘或不撥補虧損，尚無須踐行編造報表交監察人查核之程序，但仍須經董事會為不分派或不撥補之決議。
Q13	依本條規定修正之章程，修正後是否即可分派前一季或前半會計年度之盈餘嗎？	得於章程修正後，分派前一季或前半會計年度之盈餘，毋庸等到下個會計年度才適用。
Q14	本條規定之財務報表，可否以合併財務報表方式表達？	應以公司個別財務報表為主體。以合併財務報表方式表達者，如能區別公司個別之本期損益及累積盈虧之數額，亦可。

#### 第 240 條（以股息及紅利發行新股）

公司得由有代表已發行股份總數三分之二以上股東出席之股東會，以出席股東表決權過半數之決議，將應分派股息及紅利之全部或一部，以發行新股方式為之；不滿一股之金額，以現金分派之。

公開發行股票之公司，出席股東之股份總數不足前項定額者，得以有代表已發行股份總數過半數股東之出席，出席股東表決權三分之二以上之同意行之。

前二項出席股東股份總數及表決權數，章程有較高規定者，從其規定。

依本條發行新股，除公開發行股票之公司，應依證券主管機關之規定辦理者外，於決議之股東會終結時，即生效力，董事會應即分別通知各股東，或記載於股東名簿之質權人。

公開發行股票之公司，得以章程授權董事會以三分之二以上董事之出席，及出席董事過半數之決議，將應分派股息及紅利之全部或一部，以發放現金之方式為之，並報告股東會。

	問題 (第 240 條)	擬答摘要
Q1	公開發行公司董事會依本條第 5 項訂定之章程授權分派現金股息紅利，董事會報告股東會時，如有股東不同意該如何處理？	董事會為現金分派者，並於股東會報告，無須經股東會表決同意與否。

Q2	公開發行股票公司章程授權董事會以特別決議分派現金股息及紅利之規定，其編造之年度盈餘分派或虧損撥補議案，應經股東會承認嗎？	無須依第 230 條規定經股東會承認。
Q3	公開發行股票公司章程依第 5 項規定明定授權董事會以特別決議方式分派現金股利，董事會是否可不決定仍交由股東會決定？	董事會如未決議現金股息紅利分派，則該年度即無現金股息紅利分派，股東會所得決議者僅為第 1 項之股票股息紅利分派。

### 第 241 條（公積轉增資）

公司無虧損者，得依前條第一項至第三項所定股東會決議之方法，將法定盈餘公積及下列資本公積之全部或一部，按股東原有股份之比例發給新股或現金：

- 一、超過票面金額發行股票所得之溢額。
- 二、受領贈與之所得。

前條第四項及第五項規定，於前項準用之。

以法定盈餘公積發給新股或現金者，以該項公積超過實收資本額百分之二十五之部分為限。

	問題 (第 241 條)	擬答摘要
Q1	法定盈餘公積及資本公積是否也可於公司章程訂明得於每季或每半會計年度發放？	並無章程訂定每季或每半會計年度分配資本公積及法定公積之適用。
Q2	章程得否訂定授權以董事會之特別決議以現金發放資本公積或法定盈餘公積？	公開發行股票公司得於章程訂定授權董事會之特別決議以現金發放資本公積或法定盈餘公積。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



#### About Deloitte

Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 穩居業界領導者，為各行各業的上市及非上市提供審計、稅務、風險諮詢、財務顧問、管理顧問及其他相關服務。Fortune Global 500 大中，超過 80% 的企業皆由 Deloitte 遍及全球逾 150 個國家的會員所，以世界級優質專業服務，為客戶提供因應複雜商業挑戰中所需的卓越見解。如欲進一步了解 Deloitte 約 286,000 名專業人士如何致力於“因我不同，惟有更好”的卓越典範，請參閱 [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) 了解更多。

#### About Deloitte Taiwan

勤業眾信(Deloitte & Touche)係指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“DTTL”)之會員，其成員包括勤業眾信聯合會計師事務所、勤業眾信管理顧問股份有限公司、勤業眾信財稅顧問股份有限公司、勤業眾信風險管理諮詢股份有限公司、德勤財務顧問股份有限公司、德勤不動產顧問股份有限公司、及德勤商務法律事務所。

勤業眾信以卓越的客戶服務、優秀的人才、完善的訓練及嚴謹的查核於業界享有良好聲譽。透過 Deloitte 資源整合，提供客戶全球化的服務，包括赴海外上市或籌集資金、海外企業回台掛牌、中國大陸及東協投資等。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2019. 勤業眾信版權所有 保留一切權利